

宮城県障害者相談支援従事者研修事業実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の適切かつ円滑な運営に資するため、障害児者の自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用に向けたきめ細かな支援を担う相談支援専門員を養成する宮城県障害者相談支援従事者研修事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、相談支援従事者研修事業実施要綱（平成18年4月21日付け障発第0421001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「国要綱1」という。）及び相談支援従事者主任研修事業実施要綱（平成31年3月28日付け障発0328第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「国要綱2」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2 実施主体は、宮城県又は知事の指定した研修事業者（以下「指定研修事業者」という。）とする。

2 前項の実施主体が県である場合において、知事は、本事業の一部又は全部を適当と認められる講習機関等に委託して行うことができるものとする。

3 第1項の実施主体が指定研修事業者である場合において、指定研修事業者は、受講者の保護のためやむを得ない場合を除き、本事業の一部又は全部を委託してはならないものとする。

(事業内容)

第3 本事業は、障害者のニーズに基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育等のサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得するための研修を実施するものとする。

2 前項に規定する研修は、国が実施する相談支援従事者指導者養成研修を受講した者が講師の中心となり行うものとする。

(研修の区分及び対象者)

第4 第3第1項に規定する事業は、次の各号の研修とし、当該各号に掲げる者を対象とする。

(1) 初任者研修
相談支援事業に従事しようとする者

(2) 現任研修
国要綱1の3(2)①に定める、指定相談事業所等において相談支援業務に従事しており、一定の経験を有する者

(3) 専門コース別研修
上記(2)の研修対象者

(4) 主任研修
上記(2)の修了後、相談支援専門員として地域相談支援事業所等（指定地域相談支援事業所、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所をいう。以下同じ。）又は地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日付け障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に規定する障害者相談支援事業若しくは基幹相談支援センターにおいて従事した期間が、通算して3年（36か月）以上である者（地域相談支援事業所等の管理者として兼務した期間も算定できるものとする。）であり、当該者に対しサービス等利用計画等の提出を求めることにより、研修実施機関において内容を確認し、利用者の自立支援に資する相談支援が実践できていると認められる者のうち、以下のいずれかの要件を満たすものとする。

① 基幹相談支援センター又はそれに準ずる機能を有する地域相談支援事業所等において現に相談支援に関する指導的役割を担っていること。

- ② 上記（１）から（３）までに掲げる研修又は宮城県サービス管理責任者等研修において研修の企画に携わっていること又は講義若しくは演習に講師として携わっていること。
- ③ その他、相談支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、知事が適当と認める者であること。

２ 知事は、前項各号の研修の対象者が障害者である場合は、選考に当たって優先するように努めるものとする。

（修了証書の交付）

第５ 知事及び指定研修事業者は、第４第１項に規定する（１）から（３）までの研修を修了した者（以下「研修修了者」という。）に対して、それぞれ別紙１又は別紙２の様式により、修了証書を交付するものとする。

なお、修了証書には、次に相談支援従事者現任研修を修了すべき期日を記載するものとする。

- ２ 知事及び指定研修事業者は、第４第１項に規定する（４）の研修修了者に対して、それぞれ別紙３又は４の様式により、修了証書を交付するものとする。
- ３ 本事業の実施主体は、研修修了者から、修了証書の紛失等の理由により過去に実施した研修を修了した事実を証明する求めがあり、適正と認められる場合は、当該事実を証明する書類を交付するものとする。

（修了者名簿等の管理）

第６ 指定研修事業者は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、連絡先等必要事項を記載した名簿を作成し、個人情報として十分な注意を払った上で管理するとともに、作成後遅滞なく知事に提出するものとする。

- ２ 知事は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、連絡先等必要事項を記載した名簿を作成するとともに、指定研修事業者から提出された名簿と併せて、個人情報として十分な注意を払った上で県の責任において一元的に管理するものとする。

（研修事業者の指定）

第７ 国要綱１の９の規定による研修事業者の指定は、その指定を受けようとする者の申請により、知事が行うものとし、指定の要件及び申請手続等に関して必要な事項は別に定める。

（事業実施における留意事項）

第８ 県、市町村職員その他事業の実施に参画した関係者等は、本事業において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（事業実施に係る経費の支弁）

第９ この要綱により行う事業に要する経費は、予算の範囲内で支弁するものとする。

（その他）

第１０ この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

- １ この要綱は、平成１８年７月７日から施行する。
- ２ 宮城県障害者ケアマネジメント体制支援事業実施要綱（平成１５年７月２９日施行）は、廃止する。
- ３ この要綱の施行前に宮城県障害者ケアマネジメント体制支援事業実施要綱に基づく研修（これに相当する研修を含む。）を修了した者は、要綱第４第３号の規定にある補完研修を受講・修了した場合に限り、第１号の規定にある初任者研修を修了した者と

見なす。

附 則
この要綱は、平成24年7月12日から施行する。

附 則
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和5年12月21日から施行する。